

不利益処分に関する処分基準 個票

経営管理部 管財課

不利益処分の内容		庁舎における行為の規制
根拠法令等及び条項		栃木市庁舎管理規則第5条、第6条、第7条及び第8条
処分基準	根拠条項	栃木市庁舎管理規則第5条、第6条、第7条及び第8条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 令和 6年10月30日最終変更
	【 基 準 】 栃木市庁舎管理規則 (禁止行為) 第5条 庁舎においては、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 示威又はけん騒にわたる行為をすること。 (2) 事務又は通行の妨害になる行為をすること。 (3) 庁舎及び物件を損傷し、又は汚損し、庁舎等の美観を損ねること。 (4) 危険な場所で火気を取り扱うこと。 (5) 正当な理由なく爆発性物質、劇薬、毒物、凶器等の危険物を持ち込むこと。 (6) 撮影、録音、録画、放送その他これらに類する行為（市が行う記者会見において報道機関が行うもの、市の職員が職務上行うもの、その他公務上支障がないものとして市長が認めるものを除く。）をすること。 (7) 職員に面会を強要すること。 (8) 前各号に掲げるもののほか、庁舎における秩序の維持又は災害の防止に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。 2 市長は、前項の規定に違反した者に対しては、直ちに庁舎から退去させ、又は物件の撤去を命ずることができる。 (許可を必要とする行為) 第6条 庁舎において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ庁舎使用許可申請書（別記様式第1号）を市長に提出し、許可を受けなければならない。 (1) 市の機関以外のものが主催する集会又はこれに類する行為をすること。 (2) 物品の販売、宣伝、勧誘又は寄附の募集その他これらに類する行為をすること。 (3) 公用を目的とするもの以外の広告物等を掲示し、配布し、若しくは回覧し、又は公用を目的とするもの以外の看板、立札類を設置する行為をすること。 (4) 仮設工作物の設置その他庁舎を一時的かつ特別に使用する行為をすること。	

(5) 旗、幕、プラカードその他これらに類するもの、拡声機、宣伝車等を所持し、又は持ち込む行為をすること。

2 市長は、前項の申請書に基づき使用を認めるときは、庁舎使用許可書（別記様式第2号）を交付し許可するものとする。この場合において、必要な条件を付し、又は指示をすることができる。

3 市長は、第1項の許可を受けた者が、その許可の内容又は前項の条件若しくは指示に違反したときは、許可を取り消し、その行為を中止させ、又は物件の撤去を命ずることができる。

（立入の制限）

第7条 庁舎管理者等は、陳情等の目的で、庁舎に立ち入ろうとする者に対して、庁舎の管理のため必要があると認めるときは、その人数、時間又は場所を制限することができる。

（行為の規制）

第8条 市長は、前3条に規定するもののほか、庁舎の管理上必要があると認めるときは、庁舎に入ろうとする者又は庁舎に在る者に対し、その行為を規制し、又は退去を求める等必要な措置をとることができる。